

半田市6次産業化農業者支援プロジェクトリーダー選考・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市6次産業化農業者支援プロジェクトリーダー（以下「プロジェクトリーダー」という。）の選考及び能力・勤務成績を公正に評価するため、半田市6次産業化農業者支援プロジェクトリーダー選考・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) プロジェクトリーダーの候補者の中から適格者を選考し、市長へ報告する。
- (2) プロジェクトリーダーが実施した農業者支援事業の実績について評価し、市長へ報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

(職務)

第4条 委員長は、副市長とし、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者の中から市長が委嘱した者
- (2) 副市長
- (3) 企画部長
- (4) 市民経済部長

(謝金)

第5条 市長は、予算の範囲内において、委員に謝金を支給することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部人事課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。